

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第338回本審議会議事録

### 1 日 時

令和2年8月20日（木）10時00分～10時25分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

### 3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員、中川委員

（使用者代表委員）

柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員、吉田委員

（事務局）

井上労働局長、友住労働基準部長、渡邊賃金課長、高原主任賃金指導官、服部賃金指導官、  
紫合賃金指導官、溝端最低賃金係長

### 4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について

（3）その他

(開会 10時00分)

## 高原主任賃金指導官

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第338回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名の18名、全委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

## 服部会長

皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)大阪府最低賃金の改正決定に係る専門部会の審議結果報告についてに入ります。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

## 渡邊賃金課長

ただいまからお配りいたします大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧いただけますでしょうか。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月8日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、実地視察等の結果を参考に慎重に調査審議を重ねたが、労働者代表委員及び使用者代表委員の意見の一致をみるに至らなかった。公益代表委員は、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の大阪府における経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者ならびにインバウンド関連事業者等が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、大阪府最低賃金については、現行どおりとする旨の見解を示した。採決により、この見解のとおりとすることが適当であるとの結論に達したので報告する。

今回の答申に当たっては、雇用の維持およびその前提となる事業の継続が最優先課題であることを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の延長等をはじめ各種支援策の更なる強化と迅速かつ効果的な実行を国に強く求めるよう要望する。また、賃金引上げが可能な企業については、消費の拡大、経済の好循環、非正規雇用労働者の処遇改善に寄与することから、賃上げを前向きに検討することが望ましい。今回の審議において、現下の大阪府における新型コロナウイルス感染症拡大の影響と今後の動向の不透明さが鍵となったことは否定できない。来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を注視しつつも、最低賃金は、経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることから、最低賃金の引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことを確認した。

大阪労働局に対しては、引き続き、①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額の改定によって当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、履行確保の状況を含め検証を行い、当審議会において報告すること、を要望する。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございました。何かございますでしょうか。

労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 黒田委員

総論的な労働側の発言という扱いでさせてもらっても構わないでしょうか。

## 服部会長

どうぞ。

## 黒田委員

今回、報告書で取りまとめられました専門部会の報告ということで、専門部会の委員としましては、非常に厳しいやり取りをさせていただいて、報告書に盛れるものは最大限盛っていただいたということではありますが、一番重要な改定額がどうかというところが肝になってこよかなというふうに思っております。労働側の立場だけ、少しお時間いただきまして、貴重な時間ですけれども、手短かに発言だけをさせていただきたいというふうに思っております。

専門部会としまして、これまで積み重ねてきました賃上げの流れを止めるべきでないということ、労働側の立場から繰り返し発言をさせていただきました。雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることに、そのこと自体に異論はないんですが、そのことと最低賃金の引上げの重要性は分けて考えるべきというふうに考えてきたところであります。

私どもは、これまでコロナ禍であったとしても、経済の好循環、特に消費を促す意味からも賃金の引上げは必要と主張してきました。今回のコロナ禍におきまして、どの業種、業態におかれましても、働く者の暮らし、生活に不安を与えてきたと思っております。しかしながら、業種、業態にあっては、休業や業績などへの影響の度合いが相当程度異なるということについても認識はしております。事実、社会機能を維持するために欠かせない仕事になっております、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、これまでの緊急事態宣言下も含めてですが、日々感染の不安、恐怖と闘いながら仕事を続けてきました。スーパーマーケットやドラッグストアなどの小売・物流・医療・介護、最前線を支えるのは、パートタイマーであり契約社員、または派遣労働者といった時給や日給で働く労働者

で、そして、家庭的責任を負った生活者でありました。文字どおり命をかけて懸命に仕事を続けてきた労働者のこの間の努力に報いるためにも、最低賃金を引き上げる必要があると考えておりますし、それが社会的要素でないかと考えているところであります。

今回のコロナ禍は、企業も大変だったと思います。そして同時に、仕事への正義感と家庭的責任の中でつらい思いをしながら働いてきた労働者も多くありまして、労働者の立場としても大変であったということを改めて申し上げたいというふうに思っているところであります。

審議の中でも、今年の春の賃金闘争を含めて、交渉結果、回答についてもお示しをさせていただきました。一定の賃金のベースアップというのがコロナ禍であってもあったというふうなことを含めて議論をさせていただきました。しかし、これはいわゆる集団的労使関係の中で勝ち得たところでありまして、そこに参画できない労働者はたくさんあるわけですし、その方をどうしてあげていくかということが、この最低賃金の議論ではないのかなというふうに思っております。そうした方を切り捨てるわけにはいきませんし、そうした方をどういうふうに救っていくか、これが最低賃金の役割というふうに思っております。

短時間労働あるいは子供の見守りの負担が増しておるといふような、特に独り親世帯にとってはより深刻でありまして、意見陳述のところでもあったかと思えますけれども、生存権確保の観点からも最低限生活の可能な賃金、これを最低賃金で担保することが必要であるというふうに思っております。十分なセーフティー機能を果たすべく、最低賃金の考え方を基本に議論をさせていただきました。また、消費税の議論もありましたが、そこについても今回の議論の中で十分できておりませんけれども、こういった状況もあろうかというふうに思っております。

また、在宅勤務が一般的になってきておりまして、そこへのマスク、消毒、いろんな支出が増加をしているというふうなことで、恒常的にも家計に影響があるということで、消費者物価の関係も含めての議論をさせていただいたところであります。

最低賃金、全国的に見ますと、既に御案内のとおり、47都道府県のうち、大阪含めて2県まだ審議中というふうなところがございます。大阪の話ですので、全国の話を含めて持ち込むということではございませんが、既に御案内のとおり、残り45のうち40の都道府県が引上げとなっております。同じ大阪のAランクでも、多くの県での引上げとなっておりますし、大阪府よりも高い神奈川においても、1,000円を既に超えておりますけれども、ここも引上げとなっております。私どもの主張としましては、1円ということを専門部会のところでも求めてきました。1円、1日働いても8円です。年間働いても2,000円です。これが引き上げられない。大阪の企業、中小企業も含めて、お店もそうですが、僕はそこまで弱くないというふうに思っております。大阪の企業力を信じておりますし、こういったことで雇用調整が図られるというふうな大阪の実情では、私はないというふうに思っております。むしろ雇用調整助成金等、国に対する雇用の助成金関係の拡充を求めるほうが先ではないかというふうに思っているところでございます。

多くのことを申し上げましたけれども、この新型コロナ、今年非常に大きな話になりました中小・小規模企業事業者の事業活動や業績に影響を与えたことは、労働側としても理解をしております。ただこれと同時に、先ほど申し上げましたように、労働者の生活にも大きな影響を及ぼしていることを考慮していただきたいというふうに思っております。

国民一丸となって、このコロナ禍を乗り切るためには、社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージがこの最低賃金ではないかなというふうに思っております。最低賃金の引上げが、まさに

そのメッセージになるものと、私ども労働側委員としては考えております。何とかコロナを乗り越ると、大阪の経済も乗り越るといふようなことを労使ともに認識をしてきておりますので、最低賃金も含めた対応をぜひお願いしたいと思っておりますし、本日、公益委員の皆様方全員おそろいというふうなことであります。それぞれのお立場もあろうかというふうに思いますが、今、私どもが申しあげました労働側の立場を最大限ご配慮いただきましたそれぞれの是々非々での対応をぜひよろしくお願いをしたいと思います。

労働側としては以上でございます。長くなってすみません。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま議事1と、続きまして2の部分の大阪府最低賃金の改正決定についての部分としての御意見を、労働者を代表する委員よりいただきました。

続きまして、使用者を代表する委員より御意見をお願いいたします。

## 平岡委員

黒田委員のほうから7回に及ぶ専門部会での議論の中身も若干御披露いただきました。使用者側委員としてもいろいろ事業者の状況を踏まえて主張をさせていただきました結果、7回という例年になく長い審議となってこの報告書になったとの受け止めをしております。最低賃金を引き上げていくことの重要な役割というのは、報告書にも書いていますように、我々としても理解をしております。そこは踏まえた上で、ただ、やはりコロナ禍の経済への影響は、非常に厳しいということ、大阪におきましては、特にインバウンド関連等への影響が厳しいことと、あと加えて、その影響が製造業のほうにも広がってきているというような状況もあります。本年度に関しましては、この事業者が置かれている厳しい状況を踏まえていただきたいということを申し上げてまいりました。最終的に公益の委員の方々の御判断ということで、そういったところを重く見て、あとは加えて、今年度このコロナの動向が不透明であるということも踏まえた上で、雇用の維持が最優先だとのメッセージを発しようということとなったと理解をしております。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま使用者を代表する委員から御意見を承りました。

ただいまは議事(2)の大阪府最低賃金の改正決定についてのところの項目で、それぞれ労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員よりも御意見を承りました。

ただいまお示しをいただきましたように、労使双方を代表する意見に隔たりがございますので、ここで公益を代表する委員の見解を示し、採決することといたします。

公益を代表する委員の見解につきましては、先ほど事務局より読み上げていただきました部会報告のとおりでございます。

それでは、この部会報告のこの文案どおりということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、反対の方、挙手をお願いいたします。

( 反 対 者 挙 手 )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局より結果の報告をお願いいたします。

## 高原主任賃金指導官

会長を除く出席委員17名のうち、賛成が10名、反対が7名です。

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、この議決に基づきまして、局長に答申を行いたいと存じますので、事務局は答申文案を御準備をお願いいたします。

## 渡邊賃金課長

準備できておりますので、まず、会長に御確認をしていただきます。

(会長に確認)

## 渡邊賃金課長

会長に確認いただきましたので配布いたします。

(事務局が、答申文(案)を各委員に配付)

## 服部会長

お手元に配られましたのが答申の文案です。事務局で読み上げをお願いいたします。

## 服部賃金指導官

それでは、読み上げさせていただきます。

令和2年8月20日

大阪労働局長 井上 真殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子

大阪府最低賃金の改正決定について(答申)

本審議会は、令和2年7月8日付大労発基0708第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府

最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、実地視察等の結果を参考に慎重に調査審議を重ねたが、労働者代表委員及び使用者代表委員の意見の一致をみるに至らなかった。同部会において、公益代表委員は、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の大阪府における経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者ならびにインバウンド関連事業者等が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、大阪府最低賃金については、現行どおりとする旨の見解を示した。採決により、この見解のとおりとすることが適当であるとの結論を得、本日、本審議会に報告がなされたところである。

よって、本審議会では、本日、審議の結果、採決により別紙のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

今回の答申に当たっては、雇用の維持およびその前提となる事業の継続が最優先課題であることを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の延長等をはじめ各種支援策の更なる強化と迅速かつ効果的な実行を国に強く求める。また、賃金引上げが可能な企業については、消費の拡大、経済の好循環、非正規雇用労働者の処遇改善に寄与することから、賃上げを前向きに検討することが望ましい。今回の審議において、現下の大阪府における新型コロナウイルス感染症拡大の影響と今後の動向の不透明さが鍵となったことは否定できない。来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を注視しつつも、最低賃金は、経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることから、最低賃金の引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことを確認した。

大阪労働局に対しては、引き続き、①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額の改定によって当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、履行確保の状況を含め検証を行い、当審議会において報告すること、を要望する。

別紙

大阪府最低賃金については、現行どおりとする。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

ありがとうございます。  
それでは、局長に答申を行います。

## 高原主任賃金指導官

ただいまから撮影を許可いたします。取材の方は近くへお越してください。

(会長から答申文を局長に手交)

## 高原主任賃金指導官

ここで撮影は終了させていただきます。  
会長、局長、席へお戻りください。

## 井上労働局長

ただいま、大阪府最低賃金につきまして御答申をいただきましたので、一言御礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、7月8日に諮問を申し上げて以来、新型コロナウイルス感染予防対策が必要な中、改定審議に御尽力をいただきまして、本日、答申を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、今後、本答申を尊重し、異議申出に係る公示等、所定の手続を進めてまいります。引き続き、最低賃金の周知徹底と履行確保につきまして、全力を挙げて取り組む所存でございます。

また、答申に併せて御要望いただきました事項につきましても、関係省庁及び関連する団体等とも連携の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

## 服部会長

それでは、大阪府最低賃金の今後の手続について、事務局から御説明をお願いいたします。

## 高原主任賃金指導官

大阪府最低賃金の今後の手続について御説明申し上げます。

本日8月20付けで、審議会の答申の要旨及び異議の申出についての公示を行います。

異議申出の締切日は9月4日金曜日となります。異議申出がございますと、9月7日月曜日10時に開催予定の第339回総会におきまして、異議申出について諮問し、御審議をお願いすることになります。

事務局から説明は以上でございます。

## 服部会長

ただいまの説明につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

それでは、最後に議事（３）のその他に入りますが、事務局から何かございますでしょうか。

（ な し ）

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、最後に労働者を代表する委員、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（ な し ）

## 服部会長

使用者を代表する委員、よろしいですか。

（ な し ）

## 服部会長

事務局より、よろしいですか。

（ な し ）

## 服部会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

本日の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員にお願いをしたいと存じます。

次回の総会は、異議申出があれば９月７日月曜日午前１０時から開催をすることといたします。

各委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、お疲れさまでございました。

それでは、これもちまして本日は閉会といたします。

（閉会 １０時２５分）